

派遣に係る求人を申し込まれる事業主の皆様へ

1 派遣先が確定してからお申し込みください。

- **派遣先と労働者派遣契約**（労働者派遣法第26条に規定する契約。いわゆる個別契約。）が結ばれ、**派遣先が確定しているもの**に限り**求人受理の対象**となります。
なお、「〇〇人集まれば派遣先と契約が締結できる。」といったものや、「他の派遣事業者と受注を競っている段階。」のものは、派遣先が確定しているとはいえないため、求人受理の対象とはなりません。
- 労働者派遣法第26条に掲げる全事項を定めていない契約に基づく求人申込みや、ただ単に将来派遣先が見つかった時のために「登録」を目的とした**求人の申込みは求人受理の対象となりません**。
- 就業場所は求職者が求人を選択する上で重要な事項ですので、求人申込書の「**就業場所**」欄に**実際就業する派遣先の具体的な所在地及び事業所名を記載**してください。

2 常用型派遣求人は雇用継続が保証されていなければなりません。（派遣期間の定めのないものを除く）

- 常用型派遣は、常時雇用する労働者（期間の定めなく雇用される者、若しくはそれに準ずる者）を派遣の対象として行うものですから、例えば短期間の派遣就業が終了した後も派遣労働者又は派遣労働者以外の労働者として雇用が保証されていなければなりません。
- 常用型派遣の求人については、派遣終了後も雇用が継続される求人募集であることがわかるように、「求人条件にかかる特記事項」欄に「**雇用期間に定めがなく、派遣期間（〇年）終了後、別の派遣先で就業**」等と記載し、**最初の派遣終了後の就業場所や雇用形態・労働条件等を変更することが予定されているときにその旨を併せて同欄に記載**してください。

3 雇用期間及び雇用形態を明記してください。

- **登録型派遣では、最初の派遣就業の雇用期間を求人申込書の「雇用期間」欄に明記できない求人は受理できません**。
- 常用型派遣では、派遣期間が最長3年以下と制限されている業務の場合は、当該派遣先での就業可能な「派遣期間」を必ず「求人条件にかかる特記事項」欄に記載してください。

4 「職種」欄の「派遣」にチェックを入れてください。

- 求人の公開時に、派遣求人であることが求職者に明確となるように、求人申込書の「**職種**」欄の左端の「**派遣**」欄に**チェック**を入れてください。

5 紹介期限は派遣開始の前日までとなります。

- 職業紹介の期限は、派遣労働者への就業条件の明示が必要であるため、遅くとも派遣契約に基づく派遣開始予定日の前日までとなります。
- その後の紹介期限の延長は、当該労働者派遣が既に開始されていることから、結果的に単なる登録目的の求人と判断せざるを得ない場合があることから、改めて労働者派遣契約書等を確認させていただくこととなります。

6 労働者の募集・採用における年齢制限が平成 19 年 10 月 1 日から禁止されています。

労働者派遣事業は、ハローワークと同様に労働市場における労働力の需給調整を行うものとして位置づけられていますので、職務遂行のために必要とされる適正、能力、経験、技能の程度等によって選考してください。

- (1) 派遣元が派遣先からの要望に基づいて派遣求人に年齢制限を設けることは、派遣労働者を特定することを目的とする行為への協力と解され、労働者派遣法の規定等に反することとなります。
- (2) 紹介予定派遣については、派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止は適用されませんが、通常の求人と同様に原則、年齢制限を設けることはできません。

派遣求人を受理する際には、労働者派遣契約書等により労働条件を確認させていただくほか、書面での確認や派遣元責任者からの十分なお説明がいただけない場合には、派遣先に対して労働者派遣契約の内容を確認させていただく場合があります。

栃木労働局 ハローワーク
(平成 24 年 3 月)